第一条の十六　養育者のうち一人は、小規模住居型児童養育事業を行う住居の養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

前項の養育者は、この省令の規定を遵守するとともに、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の他の養育者等にこの省令の規定を遵守させなければならない。

第一条の十七中「小規模住居型児童養育事業所」を「小規模住居型児童養育事業を行う住居」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　委託児童の定員

第一条の十七第八号中「児童自立生活援助」を「養育」に改める。

第一条の十八を次のように改める。

第一条の十八　小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、常時適切な養育を行うことができる体制を確保しなければならない。

第一条の十九第一項中「小規模住居型児童養育事業所の入居定員」を「小規模住居型児童養育事業を行う住居の委託児童の定員」に改め、同条第二項本文を次のように改める。

小規模住居型児童養育事業を行う住居において同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。

第一条の二十一中「小規模住居型児童養育事業者」を「養育者」に改める。

第一条の二十二第一項中「小規模住居型児童養育事業者」を「養育者」に、「設備、食器等又は飲用に供する水については」を「食器その他の設備又は飲用する水について」に改め、同条第二項を次のように改める。

養育者は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

第一条の二十三を次のように改める。

第一条の二十三　委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。

第一条の二十四中「小規模住居型児童養育事業者」を「養育者」に改める。

第一条の二十五第一項中「小規模住居型児童養育事業に従事する」を削る。

第一条の二十六中「小規模住居型児童養育事業所には」を「小規模住居型児童養育事業者は」に、「処遇」を「養育」に改める。

第一条の二十七第一項を次のように改める。

養育者は、その行つた養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

第一条の二十七第二項中「前項の必要な措置として、苦情の」を「前項の意思表示への対応のうち特に苦情の解決に係るものについては、その」に改め、「当該小規模住居型児童養育事業所の」を削る。

第一条の三十一第一項第三号を次のように改める。

三　乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に三年以上従事した者

第二条第六号に次のように加える。

ヘ　児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）の役員として勤務した期間

第二条第七号中「前号イからホまで」を「前号イからヘまで」に改める。

第五十条の二中

第一条の二十九 第一条の三十一第一項 第一条の三十六 第一条の三十七 第一条の三十八 第四条第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

を

第一条の十 第一条の二十九 第一条の三十一第一項 第一条の三十六 第一条の三十七 第一条の三十八 第四条第一項	都道府県 都道府県知事	指定都市及び児童相談所設置市 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

に改める。

（里親が行う養育に関する最低基準の一部改正）

第二条　里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待」を「法第三十三条の十各号に掲げる行為」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（児童福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現に小規模住居型児童養育事業者である者に係る第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第一条の三十一第一項第三号の規定の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。